

サービス産業動向調査の実施業務に係る契約変更について

平成26年2月21日
総務省統計局

1 契約変更の経緯

サービス産業動向調査（一般統計調査、以下「当調査」という。）の今期事業（契約期間：平成24年8月22日～27年3月31日、調査実施期間：平成25年1月～26年12月）においては、毎月の「月次調査」に加えて、年1回（6月）の「拡大調査」を実施することとしている。拡大調査では、企業等（約0.95万客体）及び事業所（約6.7万客体）を対象に、「年間売上高（収入額）」などの報告を求めることとしていた。

一方、総務省では、平成26年（7月1日現在）において、全ての企業（約412.8万客体）及び事業所（約576.8万客体）を対象に「経済センサス-基礎調査」（基幹統計調査、以下「基礎調査」という。）を実施することとしている。ただし今回の基礎調査では、前回は調査事項としていなかった「年間売上高（収入額）」の報告を新たに求めることとされた（平成25年6月21日統計委員会答申）。

このことにより、当調査の従来計画では、平成26年基礎調査と調査客体、調査時期及び調査事項が重複することとなる。そのため、「サービス産業動向調査 民間競争入札実施要項」に定める委託内容の変更に係る規定に基づき、民間事業者の承認を経た上で、契約を変更するものである。

（参考）サービス産業動向調査 民間競争入札実施要項<抄>

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 委託内容の変更

民間事業者及び総務省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

2 契約変更の内容

契約変更の内容は、次のとおりである。

契約変更のイメージ

調査の構成		調査の実施時期	
調査対象（客体数）		平成25年	平成26年
月次調査	企業等（1.3万）	実施済・実施予定	実施時期の変更 （6月→9月）
	事業所（2.6万）		
拡大調査 （年次調査）	企業等（0.95万）		
	事業所（6.7万）		

(1) 企業等

拡大調査のうち、企業等を対象とする調査（企業等調査）については、事業活動別売上高、事業活動別事業従事者数、地域別事業活動別売上高など、基礎調査にはない調査項目があることから、従来計画していた内容のとおり実施する必要がある。

ただし、基礎調査との輻輳による混乱（問合せの増加等）を避けるため、調査の実施時期を当初計画の平成26年6月から平成26年9月に変更する。

(2) 事業所

拡大調査のうち、事業所を対象とする調査（事業所調査）については、基礎調査と調査事項のほぼ全てが重複する。したがって、従来計画していた拡大調査（事業所調査）は、平成26年は取りやめる（基礎調査により代替）。

3 契約変更額

拡大調査（企業等調査）の変更（実施時期の変更）については、調査の実施内容に変更がないため、契約変更に伴う契約額の変化に影響はない。

一方、拡大調査（事業所調査）の変更（調査の取りやめ）については、当該業務に相当する金額が減額される予定である。

【契約金額】

変更前：1,092,000 千円（税込み）

変更後：1,029,817 千円（税込み）

減額：62,183 千円（税込み）